随意契約結果及び契約の内容

-	
業務の名称	境港における水産品の輸出促進拠点検討業務
業務概要	計画準備 1式 資料収集整理 1式 ヒアリング調査 1式 境港を利用した水産品の輸出促進方策の検討 1式 意見交換会の開催 1式 協議・報告 3回 成果物 1式
契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局境港湾・空港整備事務所長 池田 朋広 国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所 鳥取県境港市昭和町9番地
契約年月日	令和4年12月19日
契約業者名	一般財団法人みなと総合研究財団
契約業者の住所	東京都港区虎ノ門三丁目1番10号
机分人人安	10 500 00 H (1/17)
契約金額	19,580,000円(税込)
契約金額	19,580,000円(税込)
	19,602,000円(税込) 本業務は、境港に隣接する境漁港で水揚げ・加工される水産品の輸出動向及び経路を明らかにし、境港を利用した水産品の輸出促進方策の検討を行うものである。 本業務は簡易公募型プロポーザル方式により公示を行ったところ、1者から参加表明書が提出された。境港湾・空港整備事務所建設コンサルタント等選定委員会において、提出された参加表明書について資格要件及び専門技術力等を評価し、参加表明書提出者へ技術提案書の提出要請を行った。 同者から提出された技術提案書について、同委員会において総合的に評価した結果、「一般財団法人みなと総合研究財団」を本業務の契約相手方として特定したものである。
予定価格	19,602,000円(税込) 本業務は、境港に隣接する境漁港で水揚げ・加工される水産品の輸出動向及び経路を明らかにし、境港を利用した水産品の輸出促進方策の検討を行うものである。 本業務は簡易公募型プロポーザル方式により公示を行ったところ、1者から参加表明書が提出された。境港湾・空港整備事務所建設コンサルタント等選定委員会において、提出された参加表明書について資格要件及び専門技術力等を評価し、参加表明書提出者へ技術提案書の提出要請を行った。 同者から提出された技術提案書について、同委員会において総合的に評価した結果、「一般財団法人みなと総合研究財団」を本業務の契約相手方として特定したものである。以上により、会計法第29条の3第4項に基づき、同財団と随
予定価格 随意契約によることとした理由	19,602,000円(税込) 本業務は、境港に隣接する境漁港で水揚げ・加工される水産品の輸出動向及び経路を明らかにし、境港を利用した水産品の輸出促進方策の検討を行うものである。 本業務は簡易公募型プロポーザル方式により公示を行ったところ、1者から参加表明書が提出された。境港湾・空港整備事務所建設コンサルタント等選定委員会において、提出された参加表明書について資格要件及び専門技術力等を評価し、参加表明書提出者へ技術提案書の提出要請を行った。 同者から提出された技術提案書について、同委員会において総合的に評価した結果、「一般財団法人みなと総合研究財団」を本業務の契約相手方として特定したものである。 以上により、会計法第29条の3第4項に基づき、同財団と随意契約を行うものである。
予定価格 随意契約によることとした理由 履行場所	19,602,000円(税込) 本業務は、境港に隣接する境漁港で水揚げ・加工される水産品の輸出動向及び経路を明らかにし、境港を利用した水産品の輸出促進方策の検討を行うものである。 本業務は簡易公募型プロポーザル方式により公示を行ったところ、1者から参加表明書が提出された。境港湾・空港整備事務所建設コンサルタント等選定委員会において、提出された参加表明書について資格要件及び専門技術力等を評価し、参加表明書提出者へ技術提案書の提出要請を行った。 同者から提出された技術提案書について、同委員会において総合的に評価した結果、「一般財団法人みなと総合研究財団」を本業務の契約相手方として特定したものである。 以上により、会計法第29条の3第4項に基づき、同財団と随意契約を行うものである。
予定価格 随意契約によることとした理由 履行場所 業種区分	19,602,000円(税込) 本業務は、境港に隣接する境漁港で水揚げ・加工される水産品の輸出動向及び経路を明らかにし、境港を利用した水産品の輸出促進方策の検討を行うものである。 本業務は簡易公募型プロポーザル方式により公示を行ったところ、1者から参加表明書が提出された。境港湾・空港整備事務所建設コンサルタント等選定委員会において、提出された参加表明書について資格要件及び専門技術力等を評価し、参加表明書提出者へ技術提案書の提出要請を行った。 同者から提出された技術提案書について、同委員会において総合的に評価した結果、「一般財団法人みなと総合研究財団」を本業務の契約相手方として特定したものである。 以上により、会計法第29条の3第4項に基づき、同財団と随意契約を行うものである。 中国地方整備局境港湾・空港整備事務所指定の場所 建設コンサルタント等